

○鳥取県公安委員会公印規程

(昭和 34 年 7 月 30 日公安委員会規程第 6 号)

改正 昭和 37 年 10 月 18 日公安委員会規程第 4 号	昭和 39 年 12 月 1 日公安委員会規程第 3 号	昭和 40 年 4 月 1 日公安委員会規程第 1 号
昭和 40 年 8 月 17 日公安委員会規程第 2 号	昭和 41 年 6 月 23 日公安委員会規程第 4 号	昭和 41 年 11 月 12 日公安委員会規程第 6 号
昭和 41 年 12 月 23 日公安委員会規程第 7 号	昭和 43 年 8 月 1 日公安委員会規程第 1 号	昭和 43 年 8 月 1 日公安委員会規程第 3 号
昭和 44 年 10 月 21 日公安委員会規程第 3 号	昭和 47 年 4 月 1 日公安委員会規程第 1 号	昭和 48 年 5 月 25 日公安委員会規程第 1 号
昭和 53 年 3 月 10 日公安委員会規程第 1 号	昭和 53 年 11 月 22 日公安委員会規程第 5 号	昭和 60 年 1 月 30 日公安委員会規程第 1 号
昭和 62 年 3 月 20 日公安委員会規程第 2 号	昭和 62 年 5 月 15 日公安委員会規程第 3 号	昭和 63 年 2 月 24 日公安委員会規程第 1 号
平成元年 3 月 17 日公安委員会規程第 2 号	平成 2 年 8 月 22 日公安委員会規程第 3 号	平成 3 年 3 月 27 日公安委員会規程第 3 号
平成 4 年 7 月 1 日公安委員会規程第 1 号	平成 6 年 8 月 10 日公安委員会規程第 5 号	平成 10 年 1 月 30 日公安委員会規程第 1 号
平成 14 年 4 月 18 日公安委員会規程第 2 号	平成 14 年 8 月 22 日公安委員会規程第 9 号	平成 17 年 3 月 25 日公安委員会規程第 2 号
平成 17 年 7 月 12 日公安委員会規程第 5 号	平成 19 年 5 月 17 日公安委員会規程第 2 号	平成 24 年 3 月 22 日公安委員会規程第 1 号
平成 24 年 7 月 24 日公安委員会規程第 5 号	平成 26 年 5 月 15 日公安委員会規程第 5 号	平成 26 年 12 月 18 日公安委員会規程第 10 号
平成 27 年 8 月 7 日公安委員会規程第 6 号	平成 28 年 5 月 20 日公安委員会規程第 4 号	平成 29 年 3 月 6 日公安委員会規程第 6 号
令和 2 年 3 月 13 日公安委員会規程第 2 号	令和 2 年 11 月 11 日公安委員会規程第 8 号	令和 4 年 3 月 11 日公安委員会規程第 2 号
令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 5 号	令和 5 年 12 月 14 日公安委員会規程第 7 号	令和 6 年 3 月 14 日公安委員会規程第 1 号
令和 6 年 9 月 12 日公安委員会規程第 3 号		

鳥取県公安委員会公印規程を次のように定める。

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の公印（以下「公印」という。）の制式、保管及び取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（公印の名称、制式等）

第2条 公印の名称及び制式並びに保管責任者及び取扱責任者は、別表のとおりとする。ただし、保管責任者である警察署長が必要と認めたときは、生活安全課長又は生活安全刑事課長を別表第7号及び第10号の公印の取扱補助者に、交通第一課長、交通課長又は地域交通課長を別表第9号の公印の取扱補助者に指定することができる。

（管理責任者）

第3条 管理責任者は、総務課長とし、公印の管理及び取扱いについて、総括してその責に任じなければならない。

（保管責任者及び取扱責任者）

第4条 保管責任者は、公印の保管、使用その他公印の取扱いについて、その責に任ずる。

2 保管責任者は、公印を印箱に納め、使用しないときは施錠ができる安全な保管庫に収納しておかななければならない。

3 取扱責任者は、保管責任者の命を受け、公印の保管、使用及び取扱いの事務に当たり、保管責任者に対して責任を負う。

4 取扱補助者は、保管責任者の命を受け、執務時間（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日をのぞいた日の8時30分から17時15分までをいう。）における公印の使用及び取扱いの事務に当たり、保管責任者に対して責任を負う。

（公印の新調、改刻、廃止）

第5条 保管責任者は、公印を新調若しくは改刻しようとするとき又は使用しなくなつたときは、管理責任者を經由して公安委員会の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する場合において、保管責任者は、管理責任者に登録（新調・改刻・廃止）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を送付し、公印の登録又は抹消を申請しなければならない。

（公印の登録）

第6条 管理責任者は、公印台帳（様式第2号）を備え、前条第2項に規定する申請が承認されたときは、公印の登録又は抹消を行うとともに、当該申請書とともに保存しなければならない。

2 管理責任者は、公印を登録又は抹消したときは、保管責任者にその旨を通知しなければならない。

3 管理責任者は、公印を新調、改刻又は廃止する場合を除き、公印台帳の記載事項に変更が生じた場合、公安委員会に報告するとともに、保管責任者にその旨通知し、公印台帳の記事欄に変更事項を記載しなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印を新調又は改刻したときは、前条第1項の公印台帳に登録した後でなければ使用することができない。

2 公印は、保管責任者の指定する場所以外に持ち出して使用することはできない。ただし、保管責任者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 公印を使用するときは、保管責任者に当該原議及び施行文書を示し、確認を受けてから押印を受けなければならない。

4 保管責任者は、原議が決裁を経たものであることを確認しなければ公印を押印してはならない。

5 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書については、公印の刷込み使用をすることができる。ただし、公印の刷込み使用をした文書については、それぞれの受払いを帳簿により明確にしておかなければならない。

(1) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)に基づく運転免許(拒否/保留)処分通知書、運転免許(取消/停止)処分通知書、再試験通知書、試験移送通知書、適性検査結果通知書、臨時認知機能検査通知書、臨時高齢者講習通知書、運転免許(取消/停止)処分書、申請による運転免許の取消通知書、(安全運転管理者/副安全運転管理者)講習通知書、指定自動車教習所職員講習通知書、大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、原付講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書、高齢者講習終了証明書及び違反者講習通知書

(2) 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)に基づく技能検定員審査合格証明書、技能検定員資格者証、教習指導員審査合格証明書及び教習指導員資格者証

(3) 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)に基づく特定任意講習終了証明書

(4) 安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規程(昭和54年鳥取県公安委員会規程第1号)に基づく修了証明書

(5) 初心運転者期間制度の実施に関する規程(平成2年鳥取県公安委員会規程第4号)に基づく初心運転者講習通知書、初心運転者講習受講予定者通知書及び初心運転者講習移送通知書

(6) 原付講習の実施に関する規程(平成4年鳥取県公安委員会規程第4号)に基づく原付講習終了証明書

(7) 取消処分者講習の実施に関する規程(平成15年鳥取県公安委員会規程第8号)に基づく取消処分者講習受講予定者通知書及び取消処分者講習終了証明書

- (8) 認知機能検査の実施に関する規程（平成 21 年鳥取県公安委員会規程第 3 号）に基づく認知機能検査結果通知書
- (9) 自動車等運転免許事務取扱の代行に関する訓令（平成 2 年鳥取県警察本部訓令第 1 1 号）別表第 3 に基づく証明
- (10) 「自動車等運転者に対する行政処分の事務手続要綱の制定について（例規通達）」（平成 14 年 12 月 16 日付け鳥運免例規第 7 号）に基づく意見の聴取通知書
- (11) 「安全運転相談及び臨時適性検査実施要綱の制定について（例規通達）」（平成 19 年 3 月 8 日付け鳥運免例規第 1 号）に基づく安全運転相談終了書
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく指示書及び措置命令書
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）に基づく風俗営業許可証、特定遊興飲食店営業許可証、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証及び風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に対する管理者講習通知書
- (14) 古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号）に基づく古物商許可証及び古物市場主許可証
- (15) 質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 28 条に基づく承認書
- (16) 質屋営業法施行規則（昭和 25 年総理府令第 25 号）に基づく質屋許可証
- (17) 火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号）に基づく公安委員会の意見回答書
- (18) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）に基づく猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、クロスボウ所持許可証（産業等用）及び刀剣類所持許可証
- (19) 火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和 35 年総理府令第 65 号）に基づく火薬類運搬証明書
- (20) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 46 号）に基づく猟銃用火薬類等の譲渡許可証及び猟銃用火薬類等の譲受許可証
- (21) 運転技能検査の実施に関する規程（令和 4 年鳥取県公安委員会規程第 4 号）に基づく運転技能検査受検結果証明書
（印影の印刷）

第 8 条 免許証作成装置（以下「作成装置」という。）により運転免許証又は運転経歴証明書を作成する場合には、作成装置に公印の印影（以下「印影」という。）を画像データとして保存し、カードに印影を直接印刷して押印に変えることができる。
（代理保管責任者の公印の取扱い）

第 9 条 保管責任者が休日又は退庁時刻後若しくは、出張、休暇、疾病等で不在となるときは、あらかじめ代理者を指定し公印の保管を命じ使用させることができる。

- 2 前項の規定により公印の保管を命ぜられた者が公印を使用するときは、前条の規定を準用するのほか、公印使用簿(様式第3号)にその都度所要の事項を記載しなければならない。

(事故報告)

- 第10条 保管責任者は、公印の紛失、盗難、損傷、偽造及び不正使用等の事故が発生したときは、管理責任者を經由し、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(保存)

- 第11条 保管責任者が、新調等により使用しなくなった公印があるときは、速やかに所定の手続により登録の抹消を管理責任者に申請し、その公印を管理責任者に送付しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の請求があつたときは登録の抹消をするとともに、公印台帳に押印し、その公印台帳を30年保存しなければならない。

- 3 公印については、必要と認める期間保存しなければならない。

(公印取扱い上の注意事項)

- 第12条 公印の取扱いに際しては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 公印を放置したり、かぎのない引出等に入れたまま若しくは保管箱又は保管庫のかぎを外したまま席を外さないこと。
- (2) 公印をみだりに人に渡したり押印しないこと。
- (3) 職務上公印を取り扱う者以外の者が取り扱わないこと。
- (4) その他この規程に定める手続を経ないで公印の取扱いをしないこと。

(公印の保管状況の調査等)

- 第13条 管理責任者は、公印の保管、使用状況その他必要な事項について調査し、又は指導することができる。

- 2 管理責任者は、前項の規定により調査し、又は指導する際必要と認めるときは、保管責任者にその事務について報告を求め、又は参考書類の提出を求めることができる。

- 3 保管責任者は、管理責任者に対して、年1回公印の保管状況を報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和34年8月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に使用している公印で、第2条の名称規格等に適合するものは、新調したものとみなして登録することができる。

附 則(昭和37年10月18日公安委員会規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和37年10月15日から適用する。

附 則(昭和39年12月1日公安委員会規程第3号)

この規程は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則(昭和40年4月1日公安委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年8月17日公安委員会規程第2号)

この規程は、昭和40年8月18日から施行する。

附 則(昭和41年6月23日公安委員会規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年11月12日公安委員会規程第6号)

この規程は、昭和41年12月1日から施行する。

附 則(昭和41年12月23日公安委員会規程第7号)

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則(昭和43年8月1日公安委員会規程第1号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の鳥取県公安委員会公印規程により公印を印刷してしているものについては、なお当分の間、これを使用することができる。

附 則(昭和43年8月1日公安委員会規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年10月21日公安委員会規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日公安委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年5月25日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月10日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和53年3月10日から施行する。

附 則(昭和53年11月22日公安委員会規程第5号)

この規程は、昭和53年11月22日から施行し、昭和53年12月1日から適用する。

附 則(昭和60年1月30日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(昭和62年3月20日公安委員会規程第2号)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年5月15日公安委員会規程第3号)

この規程は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則(昭和63年2月24日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則(平成元年3月17日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年8月22日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成2年9月1日から施行する。

附 則(平成3年3月27日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年7月1日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成6年8月10日公安委員会規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年1月30日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成10年2月1日から施行する。

附 則(平成14年4月18日公安委員会規程第2号)

この訓令は、平成14年4月18日から施行する。ただし、第7条第4項第5号の改正規定は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成14年8月22日公安委員会規程第9号)

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月12日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成17年7月12日から施行する。

附 則(平成19年5月17日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

附 則(平成24年7月24日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成24年7月24日から施行する。

附 則(平成26年5月15日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成26年5月30日から施行する。

附 則(平成26年12月18日公安委員会規程第10号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年8月7日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成27年8月7日から施行する。

附 則(平成28年5月20日公安委員会規程第4号)

この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(平成29年3月6日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(令和2年3月13日公安委員会規程第2号)

この規程は、令和2年3月23日から施行する。

附 則(令和2年11月11日公安委員会規程第8号)

この規程は、令和2年11月11日から施行する。

附 則(令和4年3月11日公安委員会規程第2号)

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則(令和4年5月12日公安委員会規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年5月13日から施行する。
(特定任意高齢者講習の実施に関する規程の廃止)
- 2 特定任意高齢者講習の実施に関する規程（平成14年鳥取県公安委員会規程第7号）は、廃止する。

附 則(令和5年12月14日公安委員会規程第7号)

この規程は、令和5年12月15日から施行する。

附 則(令和6年3月14日公安委員会規程第1号)

この規程は、令和6年3月14日から施行する。

附 則(令和6年9月12日公安委員会規程第3号)

この規程は、令和6年9月12日から施行する。

別表(第2条関係)

種別	名称	ひながた	書体	大きさ形状(ミリ)	材質	個数	使用区分	保管責任者	取扱責任者
第1号	鳥取県公安委員会印		てん書	30×30正方形	木質	1	一般文書	総務課長	公安委員会補佐室長

第2号	鳥取県公安委員長印		てん書	24×24 正方形	木質	1	一般文書	総務課長	公安委員 会補佐室長
第3号	鳥取県公安委員会印		てん書	23×23 正方形	金属凸版	2	免許、許可、 証明書等印刷用	総務課長	公安委員 会補佐室長
第4号	鳥取県公安委員会印		てん書	28 円形	木質	1	国外運 転免許証表紙 用	総務課長	公安委員 会補佐室長

第5号	鳥取県公安委員会印		てん書	20円形	木質	3	国外運転免許証車両区分用	運転免許課長	運転免許課次席 自動車運転免許試験場長 運転免許課長が指定する課長補佐
第6号	鳥取県公安委員会		かい書	21×28 周囲点数92だ円形	金属	13	免許、許可、証明用押出スタンプ	総務課長 1 運転免許課長 3 各警察署長 各1	公安委員会補佐室長 1 運転免許課次席 警察署副署長・次長 自動車運転免許試験場長 運転免許課長が指定する課長補佐
第7号	鳥取県公安委員会		かい書	7×23 長方形	木質	13	免許、許可、証明書等の訂正、確認記載事項用	総務課長 1 運転免許課長 1 鳥取警察	公安委員会補佐室長 自動車運転免許試験場長 警察署副署

							署長及び黒坂警察署長 各2 上記以外の警察署長 各1	長・次長幹部派出所長
第8号	鳥取県公安委員会印		かい書	4.5×4.5正方形	木質 1	運転免許証、運転経歴証明書用	総務課長	公安委員会補佐室長
第9号	鳥取公委		かい書	3.5×17長方形	木質 15	運転免許証の確認記載事項用	運転免許課長 4 鳥取警察署長及び黒坂警察署長 各2 上記以外の警	運転免許課次席 4 自動車運転免許試験場長 運転免許課長が指定する課長補佐 警察署副署長・次

							警察署長 各 1	長幹部派出所長
第10号	鳥取県公安委員会印		かい書	7×13 長方形	木質	12	銃砲等 又は刀 剣類所 持許可 証用	総務課長 1 鳥取警察署長及び黒坂警察署長 各 2 上記以外の警察署長 各 1 公安委員会補佐室長警察署副署長・次長 幹部派出所長
第11号	鳥取県公安委員会印		てん書	12×12 正方形	木質	1	身分証明書用	総務課長 公安委員会補佐室長

様式第1号(第5条第2項関係)

登録(新調・改刻・廃止)申請書
[別紙参照]

様式第2号(第6条第1項関係)

公安委員会公印台帳
[別紙参照]

様式第3号(第9条第2項関係)

公印使用簿
[別紙参照]